

職務の級の分類に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十号

職務の級の分類に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)第二十三条及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員条例」という。)第十一条の規定に基づき、職務の級の分類に関する事項を定めるものとする。

(基準となる職務と同程度の職務)

第二条 給与条例第四条第四項の人事委員会規則で定めるものは、別表第一の職務の欄に掲げる職務とする。

2 市町立学校職員条例第三条第四項の人事委員会規則で定めるものは、別表第二の職務の欄に掲げる職務とする。

(職務の級の分類)

第三条 給与条例第四条第三項及び市町立学校職員条例第三条第三項に規定する職員の職務の級の分類は、給与条例別表第六及び市町立学校職員条例別表第二並びに前条の規定による別表第一及び別表第二の定めるところに従い行うものとする。

2 前項の規定に基づき職員の職務を分類した級別職務分類表は、人事委員会が別に定める。
(雑則)

第四条 この人事委員会規則の実施に関し、必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一行政職給料表ニ警察の表六級の部(財務局長に係る部分に限る。)及び別表第一の二公安職給料表の表七級の部(交通事故分析官に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年四月十五日から施行する。

別表第一(第二条関係)

一 行政職給料表

イ 知事部局

職務の級	基準となる職務	機関	職務
三級	主査又は係長の職務	本庁 消防学校	税務査察員 教諭
		県税事務所 東京事務所	税務査察員 政策課長

七級	六級	五級	四級																	
本庁の局長の職	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務																	
本庁	美術館 大阪情報センタ	本庁 共通 自治総合研修センター	本庁	共通	建設事務所	農林水産事務所 病害虫防除所	身体障害者更生相談所	美術館	総合技術研究所 センター	自治総合研修センター	県税事務所	本庁	農業技術大学校	病害虫防除所	開発校	障害者職業能力開発校	技術短期大学校	職業能力開発校	大阪情報センタ	三次看護専門学校
一 経営戦略審議官	副館長 企業立地監	政策監 一 会計管理者 二 会計管理部長 三 危機管理監	一 担当課長 二 減災対策推進担当課長 三 大学教育振興担当課長 四 国保単位化推進担当課長 五 土砂法指定推進担当課長 六 政策監	政策監	一 担当課長 二 所長(管理事務所) 三 所長(事業所)	所長(管理事務所) 所長	所長	総括企画監	一 支所長 二 部長 三 担当部長	一 分室長 二 地方税総括管理監 研修企画監	一 担当監 二 防災航空センター長 三 東部産業支援担当次長 四 企業誘致担当次長 五 経営企画監 六 産業振興監	教授	次長	訓練専門員	訓練専門員	訓練専門員	担当課長	教務専門員		

議 会

務

二 都市建築技術審議官

七級	六級	四級	三級	職 務 の 級
本庁の局長の職務	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長職務	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	主査又は係長の職務	基準となる職務
事務局	事務局	事務局	事務局	機 関
事務局長	次長	企画法制監	政務調査員	職 務

ハ 教育委員会

四級	三級	二級	一級	職 務 の 級
1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の	主査又は係長の職務	主任の職務	主事または技師の職務	基準となる職務
本庁	共通 学校 中学校、高等学校及び特別支援学校	埋蔵文化財センター 図書館 中学校、高等学校及び特別支援学校	教育センター 図書館	機 関
一 秘書広報室長 二 職員給与室長 三 人事管理監	一 課長補佐 二 管理主事 三 社会教育主事 四 文化財保護主事	一 所長 二 副所長	司書 主任司書 主任司書 主任司書 事務主任	職 務

二

七級	五級	次長又は課長の職務									
本庁の局長の職務	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	本庁	本庁	別支援助学校	高等学校及び特別支援学校	教育センター	埋蔵文化財センター	教育事務所	支所長	監	九 全国高等学校総合文化祭推進 八 経営企画監 七 校務指導監 六 教育指導監 五 社会教育監 四 職員管理監
教育次長	事務部長 一 参与 二 県立学校改革担当課長	本庁	本庁	別支援助学校	高等学校及び特別支援学校	教育センター	埋蔵文化財センター	教育事務所	支所長	監	九 全国高等学校総合文化祭推進 八 経営企画監 七 校務指導監 六 教育指導監 五 社会教育監 四 職員管理監

警察

四級	三級の職務	基準となる職務 主査又は係長の職務				
1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	警察本部	警察本部	警察署	共通	警察本部	
一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	
一 理事官 二 監査室長 三 照会センター所長 四 総務事務センター所長 五 健康管理推進室長 六 交通管制室長 七 講習指導官 八 次席 九 室長代理 十 隊長代理 十一 所長代理 十二 調査官 十三 統括少年育成官	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	一 課長補佐 二 室長補佐 三 隊長補佐 四 所長補佐 五 主任専門官 一 課長 二 課長補佐 三 主任師範 四 専門官 五 師範	

	五級	六級		
	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	警察本部 警察学校 共通	1 管理官 2 首席師範 会計監査官
		警察本部		1 参事官 2 財務局長 3 運転免許センター長

ホ 人事委員会

	職務の級	六級	七級	
	基準となる職務	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	本庁の局長の職務	基準となる職務
	機関	事務局	事務局	事務局
	職務	次長	事務局長	

へ 労働委員会

	職務の級	四級	五級	六級	七級
	基準となる職務	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の長の職務	本庁の局長の職務
	機関	事務局	事務局	事務局	事務局
	職務	労働監	主任労働監	次長	事務局長

ト 監査委員会

四級の職務	基準となる職務	機関	職務
五級の職務	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	事務局	監査総括監 監査管理監
六級の職務	1 本庁の部長の職務 2 規模の大きい地方機関の次長の職務	事務局	事務局長

チ 選挙管理委員会

四級の職務	基準となる職務	機関	職務
五級の職務	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 規模の大きい地方機関の次長の職務	事務局	事務局長
四級の職務	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	事務局	次長

リ 海区漁業調整委員会

四級の職務	基準となる職務	機関	職務
四級の職務	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	事務局	一 事務局長 二 次長

ヌ 内水面漁場管理委員会

四級の職務	基準となる職務	機関	職務
四級の職務	1 参事又は課	事務局	一 事務局長

公安職給料表

		五級	四級	三級	職級の職務	職務
		1 課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	1 係長の職務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主任の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職務	基準となる職務	2 長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務
警察学校		警察本部	共通	警察署	警察学校	機関
一 課長	一 次席 二 副隊長 三 室長補佐 四 隊長補佐 五 所長補佐 六 航空隊長 七 副指令官 八 東部分駐隊長 九 検視官 十 性犯罪捜査指導官 十一 通訳センター所長 十二 東広島分駐隊長 十三 交通事故事件捜査統括官 十四 交通反則通告センター所長 十五 通告官 十六 大竹分駐隊長 十七 間所分駐隊長 十八 千代田分駐隊長 十九 三次分駐隊長 二十 福山分駐隊長 二十一 西条分駐隊長 二十二 向島分駐隊長 二十三 災害対策官	一 次席 二 副隊長 三 室長補佐 四 隊長補佐 五 所長補佐 六 航空隊長 七 副指令官 八 東部分駐隊長 九 検視官 十 性犯罪捜査指導官 十一 通訳センター所長 十二 東広島分駐隊長 十三 交通事故事件捜査統括官 十四 交通反則通告センター所長 十五 通告官 十六 大竹分駐隊長 十七 間所分駐隊長 十八 千代田分駐隊長 十九 三次分駐隊長 二十 福山分駐隊長 二十一 西条分駐隊長 二十二 向島分駐隊長 二十三 災害対策官	一 小隊長 二 隊長伝令 三 交番所長 四 三級の部警察署の項に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務	一 主任教官 二 三級の部警察学校の項に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務	教官 一 分隊長 二 伝令	職務
						二 次長

	六級	七級
1 困難な業務を行う課長補佐の職務 2 警察署の困難な業務を行う課長の職務 3 特に困難な業務を行う係長の職務	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務	
警察署	警察本部	警察本部
<p>二 主席教官</p> <p>三 四級の部警察学校の項第一号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>一 次長</p> <p>二 分庁舎長</p> <p>三 特別警ら隊長</p> <p>四 交番所長</p> <p>五 派出所長</p> <p>六 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>一 調査官</p> <p>二 四級の部共通の項に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>五級の部警察本部の項に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>一 五級の部警察学校の項第一号及び第二号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>二 四級の部警察学校の項第一号に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務</p> <p>一 五級の部警察署の項第一号から第五号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>二 四級の部警察署の項第一号から第三号までに掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務</p> <p>一 五級の部共通の項第一号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務</p> <p>二 四級の部共通の項に掲げる職務のうち、特に困難な業務を行う職務</p>	<p>一 室長</p> <p>二 隊長</p> <p>三 所長</p> <p>四 監察官</p> <p>五 通信指令官</p> <p>六 聴聞官</p> <p>七 理事官</p> <p>八 秘書室長</p> <p>九 公安委員会補佐室長</p> <p>十 文書管理室長</p> <p>十一 取調べ監督室長</p> <p>十二 企画官</p>	<p>一 室長</p> <p>二 隊長</p> <p>三 所長</p> <p>四 監察官</p> <p>五 通信指令官</p> <p>六 聴聞官</p> <p>七 理事官</p> <p>八 秘書室長</p> <p>九 公安委員会補佐室長</p> <p>十 文書管理室長</p> <p>十一 取調べ監督室長</p> <p>十二 企画官</p>

	八級
6 警察署の特 に困難な業務 を行う課長の 職務	1 警察本部の 部長の職務 2 規模の大き い警察署の長 の職務 3 警察本部の
警察学校	警察本部
<p>十三 被害者支援室長</p> <p>十四 許可等事務担当室長</p> <p>十五 犯罪情報官</p> <p>十六 子ども女性安全安心対策室 長</p> <p>十七 少年サポートセンター所長</p> <p>十八 航空隊長</p> <p>十九 捜査支援室長</p> <p>二十 検視官室長</p> <p>二十一 検視官</p> <p>二十二 性犯罪捜査指導官</p> <p>二十三 国際犯罪対策室長</p> <p>二十四 保護対策官</p> <p>二十五 意見聴取官</p> <p>二十六 通訳センター所長</p> <p>二十七 交通事故分析官</p> <p>二十八 交通管制室長</p> <p>二十九 駐車管理室長</p> <p>三十 交通事故事件捜査統括官</p> <p>三十一 東部運転免許センター長</p> <p>三十二 極左対策室長</p> <p>三十三 災害対策官</p> <p>三十四 国際テロリズム対策室長</p> <p>三十五 五級の部警察本部の項に 掲げる職務のうち、特に困難な 業務を行う職務</p>	<p>一 副署長</p> <p>二 刑事官</p> <p>三 地域官</p> <p>四 交通官</p> <p>五 地域交通官</p> <p>六 五級の部警察署の項第一号か ら第五号までに掲げる職務のう ち、特に困難な業務を行う職務</p> <p>一 管理官</p> <p>二 五級の部共通の項第一号に掲 げる職務のうち、特に困難な業 務を行う職務</p> <p>一 参事官</p> <p>二 首席監察官</p> <p>三 組織犯罪対策局長</p> <p>四 運転免許センター長</p> <p>五 七級の部警察本部の項第一号 から第五号までに掲げる職務の</p>

九級	1 警察本部の困難な業務を行う部長の職務 2 規模の大きい警察署の困難な業務を行う長の職務	警察本部 警察署 警察学校	うち、困難な業務を行う職務 一 校長 二 七級の部警察学校の項第一号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務 七級の部警察署の項第一号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務 八級の部警察本部の項第一号から第四号までに掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務 八級の部警察学校の項第一号に掲げる職務のうち、困難な業務を行う職務
----	--	---------------------	---

三 教育職給料表(二)

二級の職務	基準となる職務 1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 高等学校又は特別支援学校の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う実習助手又は寄宿舎指導員の職務	機関 高等学校及び特別支援学校	職務 講師
-------	--	--------------------	----------

四 教育職給料表(三)

二級の職務	基準となる職務 1 中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 児童自立支援専門員の職務	機関 中学校	職務 講師
-------	---	-----------	----------

五 研究職給料表

イ 知事部局

職務の級	基準となる職務	機関	職務
------	---------	----	----

三級	主任研究員又は主任学芸員の職務	総合技術研究所	副部長
四級	1 研究機関の次長又は支所長の職務 2 総括研究員の職務	総合技術研究所 美術館	一 医監 二 部長 三 担当部長 四 室長 課長

ロ 教育委員会

三級の職務	基準となる職務 主任研究員又は主任学芸員の職務	機関 歴史民俗資料館	課長
四級の職務	1 研究機関の次長又は支所長の職務 2 総括研究員の職務	歴史博物館 歴史博物館 歴史博物館	一 草戸千軒町遺跡研究所長 二 頼山陽史跡資料館長 課長

ハ 警察

三級の職務	基準となる職務 主任研究員又は主任学芸員の職務	機関 警察本部	主席研究員
四級の職務	1 研究機関の次長又は支所長の職務 2 総括研究員の職務	警察本部	一 理事官 二 管理官 三 次席 四 室長

六 医療職給料表(一)

二級の職務	1 地方機関の課長の職務 2 困難な医療業務に従事する医師又は歯科医師の職務	機関 総合精神保健福祉センター 共通	一 担当課長 二 参事 主査
三級の職務	1 地方機関の長の職務 2 本庁に勤務する職員の衛生管理業務に従事する医師の職務	本庁 厚生環境事務所 子ども家庭センター 総合精神保健福祉センター	課長 医監 医監 二級の部総合精神保健福祉センターの項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務

四級	<p>3 地方機関の次長の職務</p> <p>4 地方機関の困難な業務に従事する課長の職務</p>	共通	<p>一 主査</p> <p>二 二級の部共通の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務</p>
1 本庁の局長の職務	厚生環境事務所	本庁	<p>三級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務</p> <p>一 規模の大きい厚生環境事務所の医監</p> <p>二 三級の部厚生環境事務所の項に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき、業務に従事する職務</p>
2 規模の大きい地方機関の長の職務			
3 地方機関の困難な業務に従事する長の職務			
4 高度の知識経験に基づき、本庁に勤務する職員の仕事管理業務に従事する医師の職務	子ども家庭センター		<p>三級の部子ども家庭センターの項に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき、業務に従事する職務</p> <p>三級の部共通の項第一号に掲げる職務のうち、高度の知識経験に基づき、業務に従事する職務</p>
共通			

七 医療職給料表(二)

イ 知事部局

四級の職務	基準となる職務	機関	職
地方機関の次長又は課長の職務	家畜保健衛生所	共通	所長
共通			参事

ロ 教育委員会

職務の級	基準となる職務	機関	職務
一級の職務	技師の職務	中学校及び特別支援学校	栄養士
二級の職務	主任の職務	中学校及び特別支援学校	栄養主任
三級の職務	主査又は係長の職務	中学校及び特別支援学校	栄養主幹

八 医療職給料表(三)

イ 知事部局

職務の級	基準となる職務	機関	職務
四級の職務	地方機関の次長又は課長の職務	本庁	担当監
共通			参事

ロ 警察

職務の級	基準となる職務	機関	職務
共通			

三級	主査又は係長の職務	警察本部	一 課長補佐 二 主任専門官 三 専門官
	警察学校		一 課長補佐 二 専門官

備考

- 1 知事部局に置かれる局付の職、教育委員会におかれる部付若しくは学校付の職又は警察に置かれる部付、課付、校付、署付若しくは隊付の職に係る職務の級は、人事委員会が別に定める。
- 2 職の改廃に伴う経過措置として置かれる職に係る職務の級は、人事委員会が別に定める。
- 3 本表により難しい事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

別表第二（第二条関係）

一 教育職給料表(イ)

二級の職務	基準となる職務	機関	職務
二級	1 市町立の小学校、中学校 又は中等教育学校の教諭の職務 2 市町立の小学校又は中学校の養護教諭又は栄養教諭の職務	小学校、中学校及び中等教育学校	講師
三級	市町立の小学校又は中学校の教頭の職務	中等教育学校	教頭
四級	市町立の小学校又は中学校の校長の職務	中等教育学校	校長

二 教育職給料表(ロ)

二級の職務	基準となる職務	機関	職務
二級	1 市町立の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭の職務 2 市町立の中等教育学校又は特別支援学校	高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	講師

3 市の職 別支 高度の知識又 は経験が必要 とする業務を 行う寄宿舎指 導員の職務	校の養護教諭 又は栄養教諭 の職務

備考

- 1 一 教育職給料表(イ)表中三級の部又は同表四級の部に規定する職は、市町立学校職員条例附則第四項の規定が適用される場合の当該中等教育学校に勤務する教頭又は校長に限る。
- 2 学校付の職に係る職務の級は、人事委員会が別に定める。
- 3 本表により難しい事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。